



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月31日(月) 号外(第17号)

目次

ページ

教育委員会規則

- 群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則(総務課) 2
- 群馬県立文書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(同) 2

教育委員会訓令

- 職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程等の一部を改正する訓令(総務課) 2

教育委員会規則

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十三号

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則

(群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第一条 群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(令和四年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

(群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(令和五年群馬県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県立文書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十四号

群馬県立文書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(群馬県立文書館の管理運営に関する規則(昭和五十七年群馬県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「」は、「」の下に「これを閲覧又は観覧に供すること、インターネットを利用して公表することその他の方法により一般の」を加える。

第十一条ただし書を次のように改める。

ただし、館長が定める文書出版物等に掲載しようとする者については、この限りでない。

第十二条に次の一項を加える。
館長は、文書の寄贈者又は寄託者との間で出版物等への掲載に関し特約等があるものについては、これを制限することができる。

第十五条の次に次の一条を加える。

(利用の特例)

第十五条の二 インターネットを利用して公表されている文書を利用しようとする者については、第五条第一項、第六条第一項及び第十条第一項本文の規定は、適用しない。

別記様式第五号中 氏名(利用登録号)を 氏名(法人その)

別記様式第五号中 住所(電話番号)

「氏名」を「(利用登録号)に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第一号

事務局

職員 勤務時間及び休憩時間に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程等の一部を改正する訓令

(職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部改正)

第一条 職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程(昭和三十八年群馬県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条の」を「第二条の七の」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。
(健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保)

第二条の二 所属長は、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。

第三条第三項中「第三条第四項又は第四条第四項」を「第三条第三項又は第四条第三項」に改め、同条第九項中「第三条第四項及び第四条第四項」を「第三条第三項及び第四条第三項」に、「週休日及び」を「勤務時間を割り振らない日の設定又は」に、「単に「割振り」を「割振り等」に改め、同条第十項中「割振り」を

「割振り等を」に、「養育、介護等又は障害の状況届(別記様式第四号)を所属長に提出し、及び勤務時間等の申告・割振り簿」を「申告・割振り簿」に、「割振り

の」を「割振り等の」に改め、同条第十一項中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第十二項中「、割振り」を「、割振り等」に、「勤務時間等割振り状況報告書」を「勤務時間の割振り等状況報告書」に、「当該割振り」を「当該割振り等」に改め、同条第十三項を次のように改める。

13 前項の規定にかかわらず、総務課長が別に指定する方法により報告をしたときは、同項の報告があつたものとみなす。

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第四号 別記様式第四号

別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第六号中「勤務時間等割振り状況報告書」や「勤務時間の割振り等状況報告書」に、「第3条第4項又は第4条第4項の規定に基づく勤務時間等の割振り」を「第3条第3項又は第4条第3項の規定による勤務時間の割振り等の」に、「割振り日」を「割振り等日」に、「割振り期間」を「割振り等期間」に、「割振り」を「割振り等を」に改める。

別記様式第七号を削る。

(職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令(令和五年群馬県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
